

# 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律

(平成一八年三月三十一日法律第二五号)

## 一、提案理由(平成一八年三月三日・衆議院厚生労働委員会)

川崎国務大臣 ただいま議題となりました独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府におきましては、平成十六年十二月に今後の行政改革の方針を閣議決定し、独立行政法人について、組織、業務の見直しを進めることとしたところであります。この方針等に基づき、厚生労働省所管の独立行政法人について、法人の統合や役職員の身分の非公務員化を行うため、本法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、概要を御説明申し上げます。

第一に、独立行政法人産業安全研究所法の一部改正であります。

独立行政法人産業安全研究所と独立行政法人産業医学総合研究所を統合して独立行政法人労働安全衛生総合研究所とし、事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこととしております。

あわせて、民間、大学等との共同研究や人事交流を促進し、一層質の高い研究成果を上げるための最先端の技術水準の確保や研究の活性化などを図るとの観点から、特定独立行政法人以外の独立行政法人とすることとしております。

第二に、労働安全衛生法の一部改正であります。

昨今の重大災害の多発等を踏まえ、労働災害の原因の調査の体制を一層強化するため、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人労働安全衛生総合研究所に労働災害の原因の調査を行わせることができるものとしております。

第三に、独立行政法人国立健康・栄養研究所法の一部改正であります。

独立行政法人国立健康・栄養研究所について、独立行政法人労働安全衛生総合研究所と同様の観点から、特定独立行政法人以外の独立行政法人とすることとしております。

なお、この法律は、平成十八年四月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

## 二、衆議院厚生労働委員長報告(平成一八年三月一四日)

岸田文雄君 ただいま議題となりました独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成十六年十二月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」等に基づき、厚生労働省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、所要の措置を講じようとする

るもので、その主な内容は、

第一に、独立行政法人産業安全研究所と独立行政法人産業医学総合研究所を統合して独立行政法人労働安全衛生総合研究所とし、労働災害の予防、労働者の健康の保持増進、職業病等に関する総合的な調査研究を行うものとする事、

第二に、独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人国立健康・栄養研究所を非公務員型の独立行政法人とする事、

第三に、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、独立行政法人労働安全衛生総合研究所に、労働災害の原因の調査等を行わせることができるものとする事等であります。

本案は、去る二月二十八日本委員会に付託され、三月三日川崎厚生労働大臣から提案理由の説明を聴取し、八日から質疑に入り、十日に質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

### 三、参議院厚生労働委員長報告（平成一八年三月二九日）

山下英利君 ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、厚生労働省所管の独立行政法人に係る改革を推進するため、独立行政法人産業医学総合研究所を解散し、その業務を独立行政法人労働安全衛生総合研究所に承継させるとともに、独立行政法人労働安全衛生総合研究所及び独立行政法人国立健康・栄養研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、各研究所の業務を効率化する必要性、役職員を非公務員化する意義とその影響、調査研究業務及び人事交流の今後の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して津田弥太郎委員、日本共産党を代表して小池晃委員及び社会民主党・護憲連合を代表して福島みずほ委員より、それぞれ反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。